

令和2年度

第2回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和2年8月11日（火曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市役所3階和歌山市議会第2委員会室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	和歌山市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準について
議案第7号	和歌山市農地利用最適化推進委員の委嘱について

出席委員（19名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
2 番	辻本 傑	1 2 番	大河内壽一
3 番	笠野喜久雄	1 3 番	曾根 光彦
4 番	山本 茂樹	1 4 番	岩橋 章
5 番	藤田 城司	1 5 番	丸山 勝
6 番	古川 祐典	1 6 番	中尾 友紀
7 番	土橋 ひさ	1 7 番	坂東 紀好
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
9 番	吉中 雅三	1 9 番	岩橋 章博
1 0 番	中村 弘		

出席職員

農業委員会事務局

局	長	東山	雅彦
課	長	奥谷	知彦
副 課	長	山本	哲也
班	長	中川	拓哉
事務主査		松尾	文子
事務主査		中谷	雅昭
事務主任		殿元	輝之
事務副主任		稲垣	良典

13時00分 開会

◆東山局長 定刻がまいりましたので、第2回農業委員会総会を開催いたします。なお、総会終了後、農業委員会活動記録簿の記入方法等について、事務局から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今回も3密をさけるため、広い会場での開催となっております。また、総会時間の短縮も図りたいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いします。審議が長時間に及ぶ場合は、適宜休憩をはさみたいと思いますのでよろしく申し上げます。それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） あらためまして、ごあいさつさせていただきます。

引き続き会長を務めさせていただく谷河です。よろしく申し上げます。

今期については、遊休農地の解消、違反転用の是正、もうかる農産物や産品の開発、この3つについて重点的に取り組んでいきたいと思っております。目に見える成果や実績をあげるため、農業委員と推進委員が連携し、さらなる活動を行っていきたく思いますので、ご理解、ご協力よろしく申し上げます。

ただいまより、第2回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る7月28日、湯川委員、辻本委員、山本委員、岩橋章博委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしく申し上げます。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、笠野委員、山本委員に申し上げます。

総会のはじめに、今期の小委員会の委員について、任命させていただきます。机上の小委員会別委員名簿をご参照下さい。それぞれの委員の役割をよろしく申し上げます。

そして、農政問題調査研究小委員会、委員長に土橋委員、副委員長に岩橋章博委員、農地問題調査研究小委員会、委員長に岩橋章委員、副委員長に笠野委員を私が指名しましたので報告いたします。

早速ですが、本日総会后、先ほどの3つの重点課題に取り組むため、農政では今年度の農地パトロールの方法について、農地では違反転用案件の取り扱いについて、小委員会で審議いただきたいので、各担当委員さん引き続きよろしく申し上げます。

続いて、農業委員会運営研究会の監事として藤田委員、丸山委員を指名しましたのでよろしく申し上げます。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、16件ありました。相続による所有権の取得が15件、時効取得による所有権の取得が1件です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効

力を発生させるものではありません。

なお、市外に在住の方が相続された件について、No. 1は今後の管理について現在身内で協議中、No. 7は庭となっており、No. 9は農地近くの知人が管理することです。また、No. 14は親族が耕作していますが、あっせんも希望しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が1件ありました。

No. 1申請地は安原地区・・・、岡崎前駅の南東約・・・mに位置します。申請人は、経営面積・・・㎡を有する農家です。農作業で使用する農機具を収納するための農業用倉庫を建築するため、今回提出に至りました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域

内の農地転用の届出で2件ありました。令和2年7月9日付、29日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で19件ありました。令和2年7月9日付、20日付、29日付で受理通知書を交付しています。なお、No. 3は使用貸借権の設定で、No. 5は賃借権の設定です。No. 6、8、11は開発許可済です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたといたします。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が9件ございました。

No. 1 昭和60年から宅地として利用している。

No. 2 昭和60年頃より山林化している。

No. 3 昭和50年頃より山林化している。

No. 4 昭和39年頃より山林化している。

No. 5 平成4年頃より山林化している。

No. 6 昭和43年頃より山林化している。

No. 7 平成11年頃より山林化している。

No. 8 平成3年頃より山林化している。

No. 9 昭和62年頃より公衆用道路として利用している。

また、No. 1、9については、非農地証明の交付条件（5）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われる。No. 2からNo. 8については、非農地証明の交付条件（4）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われる。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆2番（辻本 傑） 申請時の事務手続き及び応援体制について、改善する必要があると思います。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

農業委員、推進委員の人数が減少しているので、連携して申請者に説明をお願いします。

◆山本副課長 番外、説明いたします。

地区の数だけ委員さんが居てないので、隣接地区等を補って頂いて、また事務局も連携しますので、よろしくをお願いします。

◆会長（谷河 績） 他に何かございせんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で3件ありました。

No. 1からNo. 3については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、東山東地区・・・、

四季の郷公園から北東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、・・・であり、申請地の隣接地で・・・を運営しております。申請地は傾斜がきつく農地として耕作が難しい場所であるため、当法人が購入し、桜の木を植林し、施設利用者のための景観用の庭敷として転用するため申請するものです。

No. 2申請地は、川永地区・・・、島郵便局から北西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、・・・であり、申請地の隣接地で園舎、・・・を運営しております。現在の園庭では園児たちが自由に遊ぶためには非常に手狭であるとのこと。今回、園庭の拡張のため当該申請地を転用するため申請するものです。

No. 3申請地は、岡崎地区・・・、岡崎小学校から北約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、・・・を営む法人であります。申請地は和歌山インターチェンジにも近く、岡崎小学校や郵便局、公園、病院もあり、生活環境の整った子育てをしていくのに適した環境であることから、今回、当該申請地を分譲住宅用地として転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。

No. 4申請地は、山口地区・・・、霊現寺から北東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、・・・を営んでおり、申請地の西側隣接地である雑種地を所有しておりま

す。申請地は耕作放棄地で荒廃しており、この度、申請人が所有する雑種地と合わせて整地工事をし、露天資材置場として活用したいとの目的から転用申請するものです。

No. 5申請地は、小倉地区・・・及び・・・、小倉小学校から南東約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は・・・を営んでおりますが、申請地の東側隣接地である土地を業務の拠点として、土砂仮置場及び土木建築資材置場等で利用しています。この度、業務の効率化及びコストダウンのため、事業用地の拡大を検討しており、当該申請地を土砂や土木建築資材等を保管するための露天資材置場として転用申請するものです。なお、賃借権の設定で、令和2年6月15日に農用地区域を除外済です。

No. 6申請地は、安原地区・・・、安原幼稚園から東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は近々、申請地の南側へ引っ越してくる予定であり、その敷地内では自家用車の駐車スペースが確保できないことから、当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

No. 7申請地は、直川地区・・・、こぼと学園から北西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、太陽光発電の運用を希望しており、当該申請地が近隣に耕作地が無く、日照時間も長く最適な土地であること

から太陽光発電施設へ転用するため申請するものです。なお、施工にあたっては・・・が実施します。

No. 8申請地は、直川地区・・・、こぼと学園から北西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、太陽光発電の運用を希望しており、当該申請地が近隣に耕作地が無く、日照時間も長く最適な土地であることから太陽光発電施設へ転用するため申請するものです。なお、施工にあたっては・・・が実施します。

No. 9申請地は、西山東地区・・・、伊太祈曽駅から東約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地に該当します。申請人は・・・で、当該申請地が、周囲に障害となるものもなく、平坦な土地で水害による崖崩れとの心配もない最適な土地であることから太陽光発電施設へ転用するため申請するものです。

No. 10申請地は、三田地区・・・、竈山駅から南西約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため、第2種農地に該当します。申請人は・・・や・・・等の・・・を手掛ける法人グループの・・・ですが、当申請地付近にいくつかの山林を所有しており、これらを里山として維持管理するため家族や関係者などで常時手入れしているとのこと。この度、手入れに携わる人の車両、作業車両の駐車スペース、切り出した木や草など整理し処理するための作業場兼資材置場などを確保する目的から、当申請地を露天駐車場及び露天資材置場として転用申請する

ものです。

No. 11申請地は、西和佐地区・・・、西和佐支所から東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおりますが、近年、大手ドラッグストアや漢方薬メーカーからの製品受注が増え、既存工場の製造能力は限界に達しているとのこと。これらを改善すべく製造ラインの拡充を行うという理由から、現在の既存工場のすぐ東側にある当申請地を薬品製造工場へ転用するため申請するものです。

No. 12申請地は、紀伊地区・・・、和歌山県盲学校から南西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおりますが、当該申請地が県道に面しており、和歌山北インターにも近く交通の便が良いことから住宅展示場用地として転用申請するものです。

No. 13申請地は、小倉地区・・・、船戸駅から南西約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおりますが、各事業を効率的に運営し、拡大していくため工事に必要な資材を保管しておく場所が必要となったということです。申請人が所有する既存の露天駐車場用地と隣接しており利便性が高く、また周辺農地への影響も少ない等といった理由から当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。なお、開発許可申請中で、令和2年6月15日に農用地区域を除外済です。なお、No. 3、4、7及び

8、12については、現地調査を行っておりますので担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 3につきまして、現地調査並びの事情聴取を行っておりますので辻本委員さん報告願います。

◆2番（辻本 傑） 議案第4号No. 3の農地の権利移転と転用に関する事案について、7月28日に湯川委員と私のほか、事務局職員も加わり現地調査並びに申請人からの事情聴取を行いました。その模様を報告いたします。申請人は、・・・氏で、議案書に記載のとおり・・・のほか、7筆の農地を譲り受け、分譲住宅4戸を建てるため申請に至ったものです。さて、本件申請の対象となっている農地は、いずれも市街化調整区域内の第2種農地に位置づけられていて、現状は休耕田となっています。また、当該農地は既存の集落にも近接し、周辺では他にも住宅の建設が行われているなど、市街化が進む地域にあります。申請人は権利移転完了後、速やかに着工する意向であり、当該農地のすべてを確実に事業の用に供するものと思われまます。また、事業は自己資金と一部借入金で賄われる模様であります。同社のこれまでの事業実績等から考えて、資力、信用等に問題はないものと思われまます。なお、許可が下り次第、周辺道路のレベルに合わせて造成を行う運びであり、周囲にコンクリート擁壁を設けることとしていることから、土砂の流失、崩壊など、周辺の営農環境に悪影響を及ぼす懸念は少ないものと思われまます。また、汚水や雑排水は合併浄化槽で処理後に、雨水は敷地ごとに集水し、周辺の水路へ放流する計画で、紀ノ川左岸土地改良区の許可

も得ています。

以上のとおり、現地調査や事情聴取の結果を総合的に勘案すると、農地法第5条2項に掲げられている不許可のケースに該当するような問題点は見当たらず、本件申請を許可しても問題は無いものと思われまます。委員各位による十分にご審議をお願いして報告とします。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No. 4につきまして、現地調査並びの事情聴取を行っておりますので山本委員さん報告願います。

◆4番（山本茂樹） 7月28日岩橋章博委員と事務局と私とで現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請地は市内・・・面積は2, 145㎡です。地目は畑で現況は草木が生い茂った荒廃農地でした。申請の目的は農地の取得と同時に資材置場への転用です。申請者は・・・です。この会社は・・・年・・・月・・・日に設立され、資本金は・・・円、従業員は・・・人、年商売上額は約・・・円です。会社の所在地は・・・で代表者は・・・氏です。主な事業内容は・・・を中心に・・・、・・・、・・・等です。転用の理由ですが、申請地の東隣の雑種地を平成23年頃に申請者が・・・で取得した、その際に前の所有者がゴミや廃材などを不法投棄したまま行方をくらました状態で、この状態を改善する為に一部のゴミや廃材を取り除いたが、傾斜がきついため申請地自体の整地工事を行わないと廃棄物の全部を取り除くことが出来ない、その為にこの申請が必要で、廃棄物をきれいに取り除いた後は最終的には申請地を資材置場にしたいとのことです。これらのことについて

ては湯屋谷水利組合や自治会と何度も話し合いを行って意見書をいただいているとのことです。雨水の排水や粉塵、騒音等で住民に迷惑をかけないようにとの意見書に対して誓約書を渡して了承していただいているとのことです。完成予定は許可日から2ヶ月以内と言うことです。問題はないと思いますが、皆様の慎重なご審議をお願いします。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No. 7、8につきまして、現地調査並びの事情聴取を行っていますので岩橋章博委員さん報告願います。

◆19番（岩橋章博） No. 7、8につきまして、現地調査及び事情聴取を7月28日、山本委員と事務局とで実施しました。

申請地は直川地区、こぼと学園から北西、・・・より北の山間地であり、申請地を含む周辺一帯はかつては段々畑として耕作していたようではありますが、現在では手の付けられない立派な耕作放棄地となっています。よって、隣接農地への影響はありません。申請地の隣接はすでに許可を得たソーラー事業地となっていますが、申請地への進入路は軽自動車も入らない様なあぜ道であり、資材等の運び込みはすべて人力で実施するとのこととあります。

また、No. 7、8の申請人両者はすでに・・・があり申請地への進入路もないことから産業廃棄物などが投棄される可能性も低いと思われます。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No. 12につきまして、現地調査並びの事情聴取を行っていますので湯川委員さん報告願います。

◆1番（湯川徳弘） 去る7月28日辻本

委員と一緒に現地確認ならびにヒアリングを行いましたので報告いたします。

申請地は西脇山口線の・・・、・・・で現地は雑草の状況から2～3年経過しているように見えました。

なお、この物件は3,000㎡を超えるということで、会長、局長、県農業会議の方々、海南市農業委員会の方々が同時に確認されています。転用目的は住宅展示場です。申請者は和歌山市・・・、譲渡人は和歌山市・・・氏、登記簿、・・・、地目は田、面積・・・㎡ほか7筆7件 総転用面積8,778㎡です。申請者・・・氏設立・・・年・・・月・・・日、資本金・・・円、今回の資金計画は土地購入費・・・円、センターハウス建設・・・円、造成・・・円、借入金（城善建設）・・・円完成予定日、許可日から1年間近隣農地への影響はないと思われる。隣地の同意もあり、用水路への影響はないものと思われる。広い土地であるため、排水対策として幹線道路に添って調整池を設置するとのこと、農地第2種です。会長も同席していますので特に条件をつけなければならない点もなく、各委員の慎重なご審議をお願いします。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。また。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆稲垣副主任 番外 説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が3件ございました。全て使用貸借権の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。また、No. 1、2については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 3については、農地中間管理事業による新規の設定となります。面積は、田が3,420㎡、畑が561㎡、合計面積が3,981㎡です。うち農地中間管理事業による設定が1件あり、面積は、畑が561㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 和歌山市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の許可申請における別段面積の設定について、7月10日にご検討いただいたものになります。今回、新たに任命された委員もいらっしゃいますので、はじめに概要からご説明させていただきます。本市においては、農地法第3条の規定による権利を取得する場合、市街化調整区域で30a以上、市街化区域と加太地区で10a以上の耕作面積がないと取得できません。一方、農地法施行規則第17条第2項において、特例的下限面積として10a未満の任意の面積を設定することが可能になっています。本市におきましても

移住促進や、人口減少・後継者不足などによる遊休農地化の解消及び防止を目的とし、特例的下限面積を定めていくこととなりました。下限面積は0.01a、対象は本市内全域、空き家に付随した農地のみを対象とすることなどをご検討いただいたところですが、具体的な運用方法として和歌山市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準を作成いたしました。また、制度の概要説明用に、和歌山市空き家に付随した農地の取得制度について説明します。農地を売買したり、貸し借りしたりする場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。通常、許可されるには、市街化調整区域の場合は30a以上、市街化区域及び加太地区内の場合は10a以上の農地を耕作していなければなりません。これを下限面積と言います。しかし、今回、空き家バンクに登録された空き家に近接する農地をセットで売買・賃貸借する場合に、下限面積を0.01aとします。下限面積を0.01aとするための条件を説明します。

- ・空き家と農地が本市域内にあること。
- ・空き家と農地の所有者が同一であること。
- ・空き家と農地が近接していること。
- ・空き家と農地に関する権利設定が同一であること。
- ・農地が遊休農地または遊休化すると見込まれる農地であること。
- ・空き家がわかやま空き家バンクに登録されている、または登録の見込みがあること。
- ・農地に賃借権や利用権などが設定されていないこと。
- ・農地の合計面積が10aを超えていない

こと。

次に、手続きの流れを説明します。

- ・事前相談をいただきます。土地の所有者から空き家対策課・農業委員会の方にご相談いただきます。
- ・農業委員会の方で空き家に付随した農地指定申請を説明します。農地の指定申請書を提出していただきます。
- ・農業委員会総会での審議・指定決定・告示します。
- ・空き家に付属した農地指定通知書を農業委員会から交付します。
- ・空き家バンクへの登録をします。
- ・農地法第3条による申請を農業委員会に提出します。
- ・農業委員会総会での審議・許可し、農地法第3条許可書を交付します。

以上で、手続きは完了です。

補足説明がございます。空き家バンクに登録されている物件については、県外から県内へ移住するという条件で購入が可能となっております。これは、空き家バンクが、移住を促進させ、定住してもらうために設けられた制度によるものです。そのため、0.01aの下限面積対象農地を購入できるのも、必然的に県外在住者に限定されることとなります。

以上、ご審議いただきますよう、お願いいたします。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 和歌山市農地利用最適化推

進委員の委嘱について、提案致します。

◆中川班長 番外、説明いたします。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、6月5日から7月22日まで募集しておりました農地利用最適化推進委員につきまして、15名の応募がありました。農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱第3条により選考委員会会長を谷河会長、選考委員会副会長を山本副会長、選考委員が土橋委員、岩橋章委員とした4名の選考委員により、8月3日、4日に書類及び面接審査を行いました。その結果、議案のとおりとなりましたので、選考委員会副会長の山本副会長から報告があります。

◆4番（山本茂樹） 令和2年6月5日から7月22日まで募集しておりました農地利用最適化推進委員につきまして、現職11名、新規4名、計15名の申し込みがありました。

和歌山市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱に基づき、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に關し、その職務を適切に行うことができるものを、各地区1名、計13名選定いたしましたので、その結果を報告します。

農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、同要綱に基づき、谷河会長はじめ、私、山本と、あらかじめ会長から指名のあった土橋委員、岩橋章委員の4名の選考委員により、8月3日、4日に慎重に書類及び面接審査を行いました。

市内13区域のうち、第1地区、第4地区以外は各1名の申し込みがありました。

いずれの区域の申込者も、書類及び面接審査の結果、推進委員としての職務を適切に行うことができると判断しました。

第1地区につきましては、2名の申し込みがあり、2名とも現職の推進委員で当該地区在住の方でありました。両者とも推進委員としての意欲と熱意がありましたが、審議の結果、議案にない方は農業経営の経験がなく、農業の精通度、農家への溶け込み具合などを考慮し、議案の方が推進委員として、より適正であると判断しました。

第4地区につきましても、2名の申し込みがあり、2名は新規の方で、当該地区在住の方でありました。両者とも推進委員としての意欲と熱意があり、農業や地域に精通されていましたが、審議の結果、議案にない方は地区の農業委員と同じ大字居住の方であり、議案にある別の大字居住の方が活動するほうが、農家との接触機会がふえ、地区全体として、情報量や活動量が増えるのではないかと考えました。また、今後の活動にむけて年齢等も考慮しました。

そして、それぞれの方の居住大字の農地筆数、農地面積、遊休農地面積、農地利用集積面積などを比較したところ、いずれも議案の方の数値が高く、居住地としての推進委員の活動量も、議案にない方より、高く見込まれるため、議案の方が推進委員として、より適正であると判断しました。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第7号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

その他の件となりますが、今年度の農地パトロールについて、担当区域と担当する農業委員さんを割り当てましたので、農政問題調査研究小委員会土橋委員長から説明させていただきます。

◆7番（土橋ひさ） 今年度の農地パトロールについて説明させていただきます。

令和2年度一斉農地パトロール担当について

・これまでは市街化調整区域を主として独自に13区域を設定。

今年度からは推進委員の担当区域である13区域で設定いたしました。

・中立委員でない農業委員は、原則居住地区の担当をお願いします。

区域に複数の農業委員がいる場合は、隣接する区域を応援して頂きます。

・中立委員は、その他区域の応援をお願いします。

それにもう1つ9月1日に農地利用最適化推進委員さんが任命されます。任命されました推進委員さんを中心として、パトロールのやり方を決めていただきます。9月19日のパトロールまで日がありませんので、推進委員さんから農業委員の皆様にご電話をさせていただきますので相談にのって下さいますようお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。この後、農政問題調査研究小委員会では、今年度の農地パトロールの方法について、議論していただきますが、9月19日の一斉農地パトロールまで期間が短く、9月の総会で決定するのでは準備が間に合わないため、今年度の農地パトロールの方

法については、本日举行う農政問題調査研究小委員会に一任するというので、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので、第2回総会を閉会いたします。

14時10分 閉会